



所得税の「確定申告」は2月18日(月)から、 「還付申告」は2月14日(木)から始まります

平成30年分の所得税の確定申告相談及び申告書の受付期間は、平成31年2月18日(月)から3月15日(金)までです。

下諏訪町税務課では2月14日(木)と15日(金)の2日間、還付申告の方のみを対象に申告相談を行い、2月18日(月)から3月15日(金)は、所得税の確定申告及び住民税申告(町民税・県民税申告)の申告相談を行います。会場は町庁舎4階の講堂です。

確定申告書・手引き等は、1月下旬から町庁舎2階の特設コーナーに用意いたしますのでご自由にお持ちください。

申告書にはマイナンバーの記載と本人確認書類のコピーの添付が必要です

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、所得税の確定申告書及び住民税申告書にマイナンバーの記載が必要となっています。

申告書を提出していただく際には以下の書類のコピーをお持ちください。

- マイナンバーカード(顔写真付き)をお持ちの方 … 表面と裏面のコピーをお持ちください。
- マイナンバーカード(顔写真付き)をお持ちでない方… 以下の①と②のコピーをお持ちください。
 - ①番号確認書類(マイナンバー通知カード、またはマイナンバーを記載した住民票し)
 - ②身元確認書類(運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード、医療保険の被保険者証等のいずれか1つ)

※マイナンバーカードの申請については7ページをご覧ください。



確定申告をすれば所得税が戻る方(還付申告)

次のいずれかに当てはまる方は、還付申告により所得税が還付される場合があります。

- 病やけがなどで支払った医療費が一定額以上あり、医療費控除を受ける方
- 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を受ける方
- 年の途中で退職し、就職しなかった方で、給与所得について年末調整を受けていない方
- 住宅を新築や購入・増改築して、住宅借入金等特別控除を受ける方
 - ※新築・購入・増改築されて1年目の方は町で受け付けることができません。税務署でのご相談となります。
- 社会保険料控除、生命保険料控除、寄附金控除、その他控除を受けることができる場合など

公的年金等受給者の方へ

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告が不要となりますが、公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除のほかに以下のような控除のある方は、確定申告または住民税申告により、所得税が還付されたり、来年度の住民税が減額される場合があります。詳しくは税務課町民税係までお問い合わせください。

【確定申告または住民税申告で追加することのできる控除の例】

医療費控除	所得金額により、医療費が10万円以下でも控除の対象となる場合があります。
社会保険料控除	口座振替や納付書によってご納付いただいた介護保険料・後期高齢者医療保険料等の控除を適用するには、申告が必要です。
生命保険料控除 地震保険料控除	生命保険料や地震保険料についての控除を適用するには、申告が必要です。
配偶者控除・配偶者特別控除・障害者控除・寡婦(寡夫)控除・扶養控除	公的年金等の源泉徴収票に扶養控除等がすべて記載されているかご確認ください。源泉徴収票に記載されていない控除を適用するには申告が必要です。

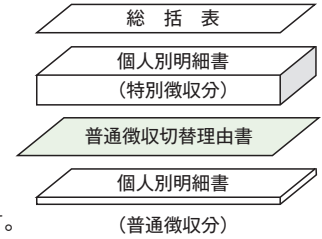
公的年金等の源泉徴収票は1月中旬頃に年金の支払者(日本年金機構等)から送付されます。お手元に届きましたら必ず内容をご確認ください。

事業所のみなさまへのお願い

●給与支払報告書の提出について

- ・提出期限 平成31年1月31日（木）
- ・提出書類 ①総括表
②給与支払報告書（個人別明細書）
③普通徴収切替理由書
（普通徴収とする方がいない場合は不要）※町HPに様式があります。

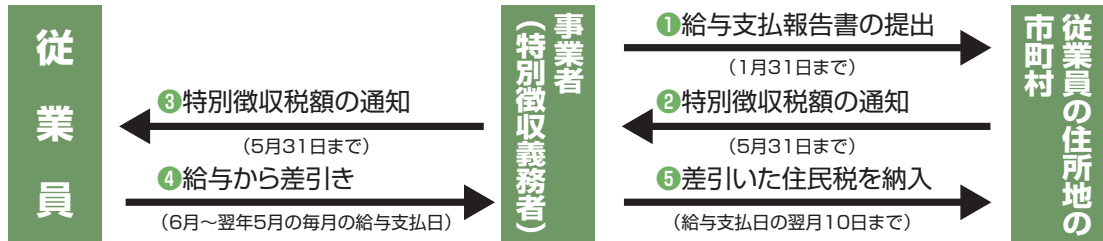
この順番で綴ってください。



●平成30年度より個人住民税の特別徴収の一斉指定を実施しております。

従業員の個人住民税は、所得税の源泉徴収義務のある事業者が、個人住民税の特別徴収義務者として毎月従業員（前年中に給与の支払を受け、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている全ての者）に支払う給与から差引き、従業員に代わって納入いただくことが原則となっています。（個人住民税の特別徴収）

特別徴収の仕組み



なお、以下の理由に該当する場合は、当面、例外として特別徴収を行わないことができます。この場合、給与支払報告書の提出時に【普通徴収切替理由書】を提出していただくとともに、給与支払報告書（個人別明細書）の「摘要欄」に該当理由の符合（普A～普F下表参照）を記入し、該当者をお知らせください。

※eLTAXで給与支払報告書を提出する場合は「普通徴収」欄にチェックを入力した上で、該当する符合（普Aなど）を「摘要欄」に記入してください。eLTAXの方は「普通徴収切替理由書」の提出は不要です。

符号	普通徴収切替理由
普A	総受給者数が2人以下 (受給者総人員から、下記「普B」～「普F」に該当する受給者(他市町村分を含む)を差引いた人数)
普B	他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)
普C	給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支給額が93万円以下)
普D	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)
普F	退職者、退職予定者(5月末日まで)及び休職者

- 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する符号（普A、普Bなど）を記入してください。
- 普通徴収切替理由書の提出がない場合、原則どおり、特別徴収対象者となります。
- 符号「普F」欄の休職者とは、休職により4月1日現在で給与の支払を受けていない場合に限りです。

配偶者控除・配偶者特別控除を適用できる基準が変わりました

平成31年度住民税（今回の町民税・県民税申告）から、配偶者控除・配偶者特別控除を適用できる所得の範囲が変更となりました。配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が引き上げられたほか、申告者本人の合計所得金額に応じて控除額が段階的に変わることとなりました。なお、本人の合計所得金額が1,000万円を超える方は配偶者控除・配偶者特別控除の適用ができませんのでご注意ください。

		本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の合計所得金額				
配偶者控除	38万円以下(老人配偶者)	33万円(38万円)	22万円(26万円)	11万円(13万円)
配偶者特別控除	38万円超90万円以下	33万円	22万円	11万円
	90万円超123万円以下※	31万円～3万円※	21万円～2万円※	11万円～1万円※
	123万円超	適用なし	適用なし	適用なし

※配偶者の合計所得金額により段階的に控除額が変わります。

■問い合わせ 下諏訪町 税務課 町民税係 電話27-1111（内線231・232・233）